

再生資源利用〔促進〕計画書

Q & A

目 次

- Q 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - Q 1-1 再生資源利用（促進）計画書は何故作成が必要か？
 - Q 1-2 再生資源利用（促進）計画書はどのような工事で作成が必要か？
 - Q 1-3 再生資源利用（促進）計画書は民間工事でも作成が必要か？
 - Q 1-4 再生資源利用（促進）計画書を作成後どうしたらいいか？
 - Q 1-5 一定規模以上に該当した品目だけ再生資源利用（促進）計画書を作成すればいいか？

- Q 2 チェックツール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - Q 2-1 チェックツールが起動しない。
 - Q 2-2 チェックツールでチェックしたいExcel を選択できない。

- Q 3 現場掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - Q 3-1 現場掲示の大きさに決まりはあるか。
 - Q 3-2 現場掲示様式に入力できない。

- Q 4 再生資源利用〔促進〕計画書の記載方法・・・・・・・・・・・・ 3～5
 - Q 4-1 再生資源利用計画書（様式 1・イ）と再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）とあるがどちらを作成すればよいか？
 - Q 4-2 解体工事において建設資材を利用する予定がない場合、再生資源利用計画書（様式 1・イ）の作成は不要か？
 - Q 4-3 「2. 建設資材利用計画」について、再生資材の利用がない場合、記載は不要か？
 - Q 4-4 住所コードとは何か？
 - Q 4-5 ●●（資材）はどこに記載すれば良いか？
 - Q 4-6 請負会社情報の入力において、協会等に入っていない場合、何を選択すればよいか？
 - Q 4-7 搬出先の種類コード*13 は一次搬出先までで良いか？
 - Q 4-8 工事概要等には何を書けば良いか？

【Q 1 はじめに】

Q 1 - 1 再生資源利用（促進）計画書は何故作成が必要か？

- A. 「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法）」では建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

Q 1 - 2 再生資源利用（促進）計画書はどのような工事で作成が必要か？

- A. 資源有効利用促進法では、元請企業は一定規模以上（表 1）の工事を施工する場合、計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示することとなっています。

表 1 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t 以上	次のいずれ1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材 合計 200 t 以上

Q 1 - 3 再生資源利用（促進）計画書は民間工事でも作成が必要か？

- A. 官民間問わず資源有効利用促進法で定める一定規模以上に該当すれば作成が必要です。

Q 1 - 4 再生資源利用（促進）計画書を作成後どうしたらいいか？

- A. 計画書作成後、発注者に説明し提出してください。

Q 1 - 5 一定規模以上に該当した品目だけ再生資源利用（促進）計画書を作成すればいいか？（土砂 500m³ 以上、コン殻 200m³ 未満の工事なら土砂だけの再生資源利用（促進）計画書を作成するのか。）

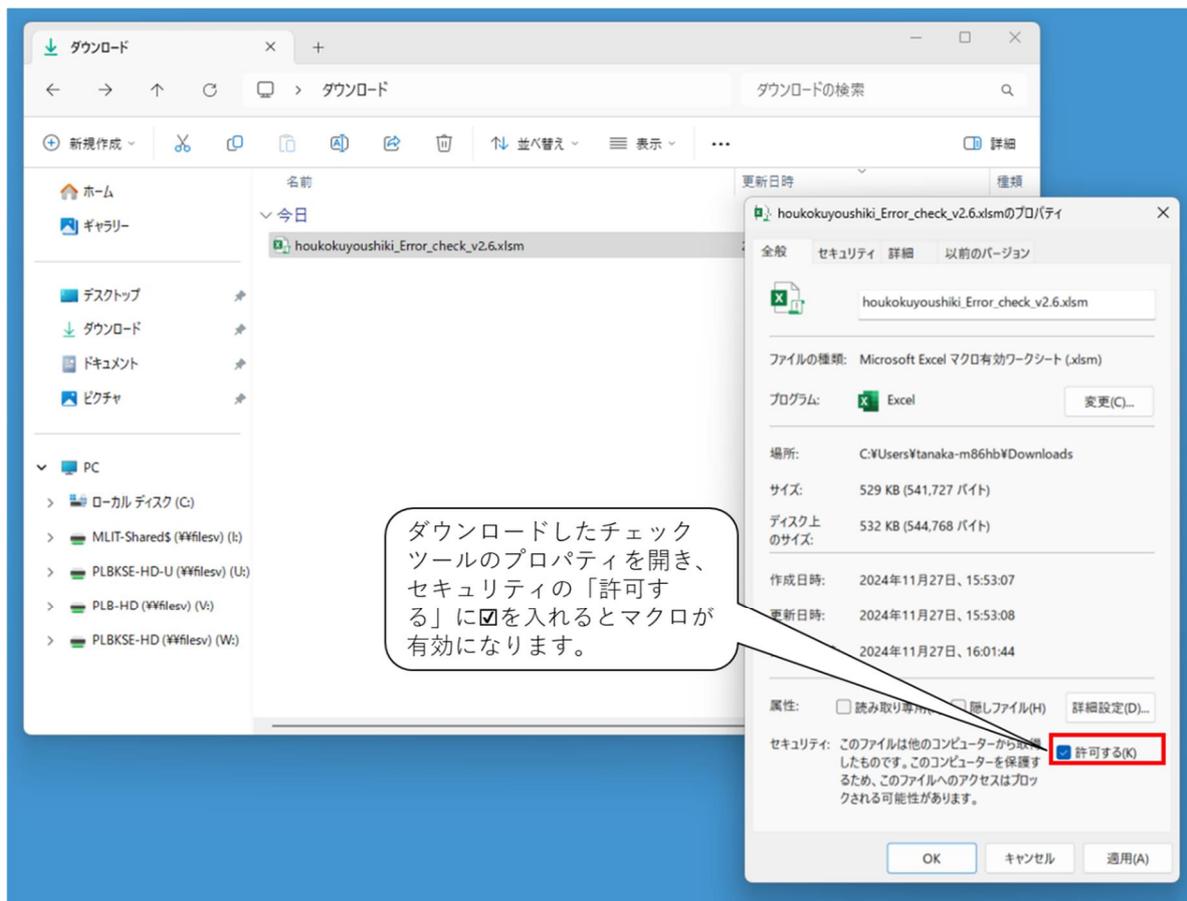
- A. 再生資源利用（促進）計画書の作成が必要な工事となれば一定規模以上の規準となる項目のみではなく、工事で発生する全ての品目について作成してください。

【Q 2 チェックツール】

Q 2 - 1 チェックツールが起動しない。

A. チェックツールはマクロを使用したツールです。

チェックツールが起動しない場合、マクロが無効になっている可能性がありますので下記を参考にチェックツールのマクロを有効にしてください。



Q 2 - 2 チェックツールでチェックしたい Excel を選択できない。

A. チェックツールでは Excel が保存されているフォルダを選択してください。

チェックツールは選択したフォルダ内に入っている再生資源利用[促進]計画書をチェックします。

【Q 3 現場掲示】

Q 3 - 1 現場掲示の大きさに決まりはあるか。

- A. 大きさに決まりはありません。
大衆に見やすい大きさに現場掲示してください。

Q 3 - 2 現場掲示様式に入力できない。

- A. 「1 枚目」のシートに入力した内容が現場掲示様式に反映されますので、1 枚目のシートを作成してください。

1枚目のシートで入力した内容が現場掲示様式に反映されます。

【Q 4 再生資源利用 [促進] 計画書の記載方法】

Q 4 - 1 再生資源利用計画書（様式 1・イ）と再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）とあるがどちらを作成すればよいか？

- A. 再生資源利用計画書（様式 1・イ）は工事で利用する資材をどこから調達しているか、再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）は工事で発生した建設副産物をどこに搬出したかを記載します。
受注した工事の内容を踏まえて必要な様式を記載ください。

Q 4 - 2 解体工事において建設資材を利用する予定がない場合、再生資源利用計画書（様式 1・イ）の作成は不要か？

- A. 作成不要です。

Q 4 - 3 「2. 建設資材利用計画」について、再生資材の利用がない場合、記載は不要か？

A. 再生資材の利用がない場合でも建設資材の利用状況を記載ください。

様式1-イ 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事 - 「建設リサイクルガイドライン」, 「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 - 表面

1 工事概要 (赤色セルは必須入力欄です。)

2 建設資材利用計画

再生材の利用がない場合でも建設資材の利用状況は記載をお願いします。

分類	小分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材利用した場合に記入して下さい)		再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	建設コード	再生資源利用率 B/A×100
		数量	単価(円)	再生資材の名称	再生資材の数量				
特殊建設資材	コンクリート	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	コンクリート(基礎)	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	コンクリート(躯体)	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
木材	木材	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	アスファルト・シグート	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
その他の建設資材	石膏	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	砂	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	その他	ト	0.000	ト	0.000				0.0%

Q 4 - 4 住所コードとは何か？

A. Excel 上部に都道府県と市区町村をプルダウンから選択してください。住所コードが表示されます。

住所コードとは何か？

都道府県：東京都
市区町村：千代田区
住所コード：13101

建設コード：13101

分類	小分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材利用した場合に記入して下さい)		再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	建設コード	再生資源利用率 B/A×100
		数量	単価(円)	再生資材の名称	再生資材の数量				
特殊建設資材	コンクリート	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	コンクリート(基礎)	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	コンクリート(躯体)	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
木材	木材	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	アスファルト・シグート	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
その他の建設資材	石膏	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	砂	ト	0.000	ト	0.000				0.0%
	その他	ト	0.000	ト	0.000				0.0%

Q 4 - 5 ●● (資材) はどこに記載すれば良いか？

A. 記入したい資材が分類にない場合は、下記を選択ください。
 再生資源利用計画書 (様式 1・イ) : その他の建設資材
 再生資源利用促進計画書 (様式 2・ロ) : その他の分類された廃棄物

Q 4 - 6 請負会社情報の入力において、協会等に入っていない場合、何を選択すればよいか？

A. 「86000 その他の加盟団体又は団体に属さない」を選択ください。

Q 4 - 7 搬出先の種類コード*13は一次搬出先までで良いか。？

A. 一次搬出先までで問題ありません。

Q 4 - 8 工事概要等には何を書けば良いか。？

A. 記載の決まりはありません。

「盛土工」や「河川土工」のように施工する工事がわかるように記載ください。